

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算について。

当院では慢性維持透析をされている方につきましては下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価を実施しています。